

第 2 9 回

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会

議 事 録

日 時	2026年(令和8年)7月8日(水) 午後13時30分
場 所	本庁舎 8階 8-1会議室

藤沢市 計画建築部 都市計画課

●午後 1 3 時 3 0 分開会

●挨拶（都市計画課）

●資料確認（都市計画課）

●委員の委嘱（都市計画課）

●成立宣言（都市計画課）

- ・委員 1 7 名が出席により成立

●会長、副会長の選出（都市計画課）

- ・会長として岡村委員が、副会長として青木委員が推薦され、承認された。

●会議、資料の公開（都市計画課）

- ・本日の協議会の議題は全て公開
- ・配付資料、会議録についてはホームページ等で公開する

●傍聴希望者の確認（都市計画課）

- ・傍聴希望者 1 名

●議題（１）「ふじさわサイクルプラン」について

○ 岡村会長 それでは、議題（１）ふじさわサイクルプランについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（都市計画課） それでは、議題１「ふじさわサイクルプランについて」ご説明させていただきます。委員を継続されている方は、これまでの協議会で説明した内容と重複になりますが、その点ご了承ください。

まず、ふじさわサイクルプランの概要について、ご説明します。本計画は、２０２４年３月に改定を行ったもので、本市の総合的な都市交通計画の自転車交通に関する部門別計画であるとともに、自転車活用推進法に基づく、市町村自転車活用推進計画に定めています。本計画は、概ね２０４０年を見据えており、自転車施策を総合的に展開していくうえでの基本的な方針としています。

次に、本計画の将来像と３つの基本方針についてご説明します。将来像は、「自転車を活かし いきいきと健康で幸せに暮らせるまち」としています。これは、誰もが安全に安心して自転車を利用できる環境の整備を進めることで、都市交通としてより多くの役割を担うとともに、様々な場面において自転車を利用して自由に移動できる健康で幸せに暮らせるまちを目指しているものです。基本方針としては、「自転車の利用環境が整うまちづくり」「自転車を安全に利用できるまちづくり」「自転車を活用したまちづくり」の３つを掲げています。

それでは、それぞれの基本方針について、施策の方針をご説明いたします。まず、基本方針１の１つ目の取組方針「安全で快適な自転車通行空間の整備」について、ご説明します。本方針は、自転車ネットワーク路線の設定や整備、鉄道駅周辺の自転車通行空間整備、安全・快適な自転車通行空間の確保の３つに分類されています。施策の内容として、「自転車ネットワーク路線の設定・整備」については、自転車ネットワーク路線を学校などへのアクセス道路や、自転車交通量が多い区間の道路などを考慮して設定し、青色の矢羽根などにより整備を行います。「鉄道駅周辺の自転車通行空間整備」については、自転車利用者が多い藤沢、辻堂、湘南台、長後の４駅について、駐輪場の配置や自転車の利用実態を踏まえ、鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線等を設定し、路面標示などを整備していきます。

続いて、基本方針１の２つ目の取組方針「鉄道駅周辺を重点とした利用者しやすい駐輪環境づくり」について、ご説明します。本方針では、新たな駐輪スペースの確保、既存駐輪施設の利用環境の向上、老朽化対策や長寿命化、放置自転車対策の推進の４つに分類されています。

施策の内容として、「新たな駐輪スペースの確保」としては、自転車利用者

が多い鉄道駅周辺に駐輪施設の新設を行っていきます。「既存駐輪施設の利用環境の向上」としては、幼児二人同乗自転車等の大型の自転車に対応するための幅が広い駐輪スペースの確保や、出入口の機械化などを行っていきます。

ただいまご紹介しました、自転車通行空間整備と駐輪環境づくりについては、実効性を高めていく必要があるため、実施計画を定め、スケジュールを示して整備を進めております。

続いて、基本方針2「自転車を安全に利用できるまちづくり」について、ご説明します。取組方針を、「交通ルールの遵守・マナーの向上に関する意識の醸成」として、交通安全啓発活動の充実や自転車通行空間整備にあわせた意識の啓発、社会状況の変化に伴う交通ルール等の周知及び啓発の3つに分類されています。施策の内容としては、「交通安全啓発活動の充実」として、街頭での啓発活動や自転車の点検を行っていきます。「社会状況の変化に伴う交通ルール等の周知及び啓発」については、チラシの配布などの取組を行っていきます。

最後に、基本方針3「自転車を活用したまちづくり」について、ご説明します。取組方針を、「自転車の利用促進」として、過度な自動車利用から自転車への転換、公共交通との連携の促進、自転車を活用した健康社会の実現、サイクルツーリズムの推進の4つに分類されています。施策の内容としては、バス停付近に無料の駐輪場を設置し、自転車とバスとを組み合わせることで目的地まで行くサイクルアンドバスライドや、ポートがあれば、どこでも借りられて、どこでも返せるシェアサイクルを推進しています。

最後に、本計画の進行管理と定期的な見直しについてです。現在、皆様に参加していただいている「ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」を通じ、進行管理や評価、見直しの検討に関する協議を行うこととしています。また、計画の推進体制は、市民、関係機関及び行政の3者が協働・連携して将来像の実現に向けた取組を進めます。

以上で、議題1「ふじさわサイクルプランについて」の説明を終わります。

- 岡村会長 改めましてふじさわサイクルプランのご説明と、その進行管理推進体制について整理をいただいたところですが、ここまでで何かご発言等ございますでしょうか。
- 岡村会長 それでは、またお気づきのところがありましたら、適宜、次の議事以降でもご発言をいただければと思います。

●議題（２）令和７年度の実施報告及び今後の取組について

（２）－１ 自転車の利用環境が整うまちづくり

（自転車通行空間の整備）

- 事務局（道路整備課） それでは、道路整備課より、「ふじさわサイクルプラン」に示す基本方針のうち、基本方針１ 自転車の利用環境が整うまちづくり（自転車通行空間の整備）に関する、令和７年度の実績報告及び今後の取組について、ご説明させていただきます。

初めに、藤沢市内の自転車通行空間整備における、おおもとの計画である「ふじさわサイクルプラン」について説明します。ふじさわサイクルプランでは、自転車が安全・快適に通行できる環境を整備するため、自転車の利用実態や国が示すガイドラインなどを踏まえ、自転車ネットワーク路線を決定し、計画的に自転車通行空間の整備を進めることとしています。

道路整備課ではふじさわサイクルプランに基づく自転車通行空間整備にあたり、「藤沢市自転車通行空間のあり方」及び「ふじさわサイクルプラン【実施計画】」を策定し、整備を進めております。「藤沢市自転車通行空間のあり方」では、整備形態の選択や統一した整備手法の考え方をまとめております。藤沢市内では、車道の左側に帯状のカラー舗装や路面標示を行うことで、自転車の通行帯を設ける自転車専用通行帯や、車道の左端に矢羽根といわれる矢印や自転車のピクトグラム等を設置することで自転車が車道を通行する際に、走るべき車道の左側端を明示した車道混在型の整備を進めています。また、多くの自転車や歩行者が集まる鉄道駅周辺においては、自転車の左側通行を促すピクトグラムの設置等を進めています。「藤沢市自転車通行空間のあり方」については、国のガイドラインの改定や、効率的な整備を進めるための庁内の見直しに合わせ、適時改定を行っており、令和８年３月にも改定を行いました。

続いて、ふじさわサイクルプラン【実施計画】について説明します。こちらは、自転車通行空間整備の実効性をより高めるため、自転車ネットワーク路線の具体的な整備時期を示したものです。また、自転車通行空間の整備で取り組む施策を、１．自転車ネットワーク路線の設定・整備、２．鉄道駅周辺の自転車通行空間整備、３．安全・快適な自転車通行空間の確保の３つの施策で構成しております。実施スケジュールについては、令和２２年度までの計画を３年ごとの７期に分けており、令和８年度につきましては、第３期の初年度となっております。また、【実施計画】についても、適時、整備スケジュールの見直しを行っており、令和８年４月にも改定を行いました。今回は、はじめに令和７年度の実績を報告し、その後に、令和８年度の取組についてご説明させていただきます。

令和7年度の取組について説明します。左側の表は、道路の整備に併せて実施する、自転車通行空間の整備スケジュールを示したものです。令和7年度の取り組みといたしましては、紫色の枠で示している、本市の北部に位置する遠藤葛原線についてです。こちらは西北部総合整備事務所において、道路の新設とあわせて自転車専用通行帯を整備しました。

次に、「鉄道駅周辺の自転車通行空間づくり」について説明します。本市では、自転車ネットワーク路線とは別に自転車利用者が多い藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅、4つの鉄道駅周辺において、歩行者との安全性により着目した、鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画書を策定することとしており、計画に基づき鉄道駅周辺において、左側通行を促すピクトグラムの設置等を進めています。鉄道駅周辺の整備については、現在、藤沢駅周辺の整備はすべて完了し、辻堂駅周辺の整備を行っているところです。令和7年度までである第2期の3年間で、辻堂駅周辺の整備を行う予定でしたが、3路線未整備路線があることから、引き続き整備を進めていきます。また、今年度からの3年間は、湘南台駅周辺の整備を進めて参ります。辻堂駅周辺については、市道1路線、県道2路線のあわせて3路線が未整備路線になります。県道の1路線については、今年度、藤沢土木事務所が整備を行う予定です。残りの市道の1路線及び県道の1路線については、引き続き関係機関との調整を行った上で整備を進めて参ります。続きまして、湘南台駅周辺の詳細図になります。駅を中心にネットワーク路線を定めており、今年度は、駅の東側の路線を整備していく予定です。

鉄道駅周辺の整備形態についてご説明します。鉄道駅周辺につきましては、道路の状況に応じて、整備方法を定めております。歩道のある路線は、車道混在による整備として矢羽根の設置、歩道がない路線は、左側通行の路面標示による整備を行います。また、駅中心部については、自転車押し歩きを促す案内を車止めや路面シートなどを用いて整備を行っております。

続きまして、「ネットワークを強化する自転車通行空間づくり」のスケジュールを示したものです。令和7年度の取り組みとしましては、辻堂429号線、八松小学校北通り線、辻堂駅初タラ線について、学校や交通管理者と協議の上グリーンベルト等の表示と合わせて整備を行いました。令和8年度の取り組みとしましては、滝ノ沢堤線について、矢羽根による自転車通行空間の整備が6月に完了しております。

最後に、事業整備後の周知方法についてご説明します。自転車通行空間の整備前後には、地域での会議の場で事業の説明を行い、回覧板や藤沢市の公式LINEによる周知を行っております。表示しているチラシについては、令和7年度の整備後に、藤沢市公式LINEを使い完成写真とともに「交通反則通告制度」を周知したものにになります。引き続き、防犯交通安全課や交通管理者と連携し、自転

車通行空間の利用ルールの周知に努めてまいります。

「自転車通行空間の整備」に関する令和7年度の実績報告及び今後の取組についての説明は以上となります。

- 岡村会長 2-1の前半部分について、何かご意見ございましたらお願いします。
- A委員 普段から自転車に乗っており、自転車の左端が非常に荒れていて、危険な場合があったりします。矢羽根を左側に書いていただくことは大変ありがたいのですが、例えば、今日も来るときに、湘南高校前あたりは街路樹が左側の矢羽根のところまで大きくはみ出てしまって、逆に避けて通ると、車道にまで入って非常に危ないです。このような状況の箇所が何ヶ所かあります。矢羽根をやっていただいたのは非常にありがたいですが、それだけでは自転車の利用環境が整うまちとは、なかなか言えないのではないのでしょうか。その後の整備の方もぜひ行っていただきたいと思う次第でございます。
- 事務局（道路整備課） 自転車通行空間を整備する前には、まず舗装の状況がでこぼこしていないかなどを維持部門と確認し、場合によっては舗装を綺麗にしてその上に自転車通行空間を整備するという作業を行っております。現状では、舗装が劣化しているなどの状況もあると思いますので、引き続き、道路の維持部門と調整しながら、安全な通行空間が保てるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- B委員 道路が渋滞している朝などに、自転車通行レーンをバイクがすり抜ける場面をよく見かけます。自転車とバイクが同時に走行した場合、非常に危険だと思います。
- C委員 先ほどの矢羽根の件で関連質問ですが、自宅の前の8メートル道路で、矢羽根が設置されているが、夕方に、雨が降ると青色がくすんで見にくいと感じています。青切符制度が導入されたがために、自転車は基本的には左側を走りますが、例えば夜光塗料を少し入れる等工夫して目立つ色にして、自転車を運転する方が、遠くからでも視認できるようにできないかと思いました。
- 岡村会長 それでは今2件ございました。
- 事務局（道路整備課） ご意見ありがとうございます。現状の整備の方法については自転車通行空間のあり方において、どのように整備していくかというのを定

めており、現状は、青色で表示することになっております。夜光塗料などのご意見については、今後の、全国的な動向や他市の状況等を注視していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- D委員 矢羽根について、自転車に乗っている人への周知が徹底されていないと感じています。矢羽根が何の意味か知らない人が結構多いと思いますので、周知徹底できるような方法を考えていただきたいと思います。
- 事務局（道路整備課） 自転車専用通行帯をバイクが走ってしまっているなどのルールが周知されていない件についても、皆さんが知っている状況ではないというところは承知しておりますので、今後も交通管理者との連携や、工事前後のお知らせやLINEを使った周知など、徹底してやっていきたいと思っています。
- E委員 藤沢市の整備が進んでいるのはよくわかりましたが、隣接している茅ヶ崎市や鎌倉市との連携は、何かされていらっしゃるのでしょうか。
- 事務局（都市計画課） サイクルプランの策定に当たりまして自転車ネットワークの計画を立てる際に、茅ヶ崎市など周辺の自治体と連携して、ネットワーク策定を進めております。
- F委員 2つほど質問があります。まず、矢羽根は、物理的なものではなく、心情的に訴えるものだと思います。おそらく、最終的には歩道、自転車走行帯、車道の3つの空間に分離されると思いますが、これはいつ頃から実施されていくのでしょうか。2つ目は、矢羽根が薄くなってきているところが多く見られますが、メンテナンスの計画は、どのようになっているのでしょうか。
- 事務局（道路整備課） 自転車通行空間の整備は、改定前のサイクルプランを策定したのが平成26年となっており、その頃から整備を進めております。最初の頃に引いたラインというのは、確かに消えてきてしまっている状況が見受けられますので、そちらについては道路を維持する部門が舗装の打ち替えに合わせて引き直したり、場合によってはラインだけ引き直したりといったことを、維持管理部門の方で行っております。今後も引き続き、整備と維持管理を協力しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 岡村会長 1点目の質問については、いかがでしょうか。

- 事務局（道路整備課） 整備形態については、自動車の交通量や走行速度によって、矢羽根なのか自転車専用通行帯なのかなどを分けて整備を行っているところです。交通量が少ないところについては、矢羽根が最終形態というところもありますし、本来自転車専用通行帯で整備したい道路でも、歩道が広く、車道に自転車専用通行帯を整備できないようなところもあり、暫定的に矢羽根で整備しているところもございます。将来的に歩道の改修工事などで、歩道の幅員を狭めて矢羽根から自転車専用通行帯に変えていくというところもあるかと思います。
- 岡村会長 将来的に想定はするけれど、現状としてグレードアップをするような路線を計画に規定しているというわけではないという理解かと思います。

（２）－１ 自転車の利用環境が整うまちづくり （駐輪環境づくり）

- 事務局（道路下水道総務課） 続きまして、ふじさわサイクルプランの基本方針１の自転車の利用環境が整うまちづくりにおける、鉄道駅周辺を重点とした利用者にやさしい駐輪環境作りについて、令和７年度の実績報告と今後の取り組みについて説明いたします。

まず、藤沢市の自転車等駐車場の整備状況について説明いたします。ご覧の地図は、市内における市営の自転車等駐車場、自転車等放置禁止区域に指定している駅周辺を示したものです。現在、有料自転車等駐車場は２７施設、無料自転車等駐車場は５施設の計３２施設ございます。また今年度、本鵠沼駅周辺に有料自転車等を新設する予定なので有料自転車等駐車場は２８施設となる予定でございます。図中のピンクの丸で示している藤沢駅や辻堂駅、湘南台駅など９駅の周辺を自転車等放置禁止区域として指定しております。

ふじさわサイクルプラン実施計画の改定について説明いたします。ふじさわサイクルプラン実施計画は、ふじさわサイクルプランで示す基本方針１の自転車の利用環境が整うまちづくりのうち、通行空間整備に関する自転車通行空間の整備と、駐輪環境整備に関する駐輪環境づくりについて、整備の実効性をより高めるため、実施スケジュールを示したものです。令和６年度に上位計画であるふじさわサイクルプランが改定され、計画が１０年延伸したことに伴い、実施計画についても計画を延伸し、２０４０年までの７期構成に改定いたしました。また、今年度から第３期を迎えるため、第２期の実績を踏まえた計画の見直しも行い、今年度の４月に改定を行いました。駐輪環境作りについては、土地の状況に大きく左右されることに加え、駐輪需要やモビリティ変化などの影響も受ける施策もあ

ることから、現時点で2040年度までの具体的な実施スケジュールを示すことが困難な状況にあるため、現在の実施計画では、第3期から第4期までの6年間を対象に、実施スケジュールを示すこととし、第5期以降の計画については、今後の進捗状況や社会環境の変化などを踏まえ、次期改定の際に改めて計画するものとした。

こちらの表については、市営自転車等駐車場における令和7年度の実績報告および今年度の取り組みについて示したものです。令和7年度の実績としましては、藤沢駅南口路上自転車駐車場の機器更新、辻堂駅北口自転車等駐車場と藤沢駅南口自転車等駐車場の機械化がございます。また、今年度の取り組みについては、藤沢駅北口第2自転車等駐車場と長後駅西口自転車等駐車場の機器更新、本鵜沼駅第1自転車駐車場の新設整備がございます。各取り組みについては、ふじさわサイクルプラン実施計画に基づき実施しており、該当する方針や施策については、表の右側の列に記載しております。

続いて、令和7年度の実績を報告いたします。最初に藤沢駅南口自転車駐車場の機器更新について説明いたします。こちらの施設については、供用開始から12年が経過しており、経年劣化により当初から設置されている電磁ロック式の個別ロックの不具合が多発しておりました。このような状況を踏まえ、個別ロックや精算機などの機器を更新し、令和7年4月1日より供用を開始いたしました。

続いて、辻堂駅北口自転車等駐車場の機械化について説明いたします。機械化とはふじさわサイクルプランの実施計画において、駐輪環境作りの既存駐輪施設の利用環境の向上の施策に位置づけたもので、有人で管理していた施設について、利便性の向上や適切な管理体制を目的に、精算機やゲート、個別ロックなどを導入するものです。こちらの施設については、機械式ゲートや精算機、定期更新機を設置し、令和7年11月1日に供用開始いたしました。機械化を行ったことにより、交通系ICなどの電子マネー決済や24時間の利用が可能となりました。

続いて、藤沢駅南口自転車等駐車場の機械化について説明いたします。こちらの施設については、出入口部にゲート装置を設けるスペースがなく、各階も狭隘であるため、車室部や通路などに機器を設置した場合、収容台数の大幅減少が見込まれており、現在の藤沢駅周辺の高い駐輪需要を鑑みると、収容台数の大幅減少は、利便性を最も損なうことから、機械化については、利用実態を考慮して、定期更新機のみを導入とし、令和8年2月1日に供用を開始いたしました。今後は施設の老朽化対策、長寿命化に伴う大規模改修などに合わせて、更なる利用環境の向上に向けた施策の検討を進めてまいります。

以上、こちらの表の赤枠で示す3施設の取り組みが、令和7年度の実績報告となります。この機械化機器更新については、ふじさわサイクルプランの実施計画で定められているものであり、機械化については、令和7年度第2期の実施をも

って市内全ての市営有料自転車等駐車場の機械化が完了いたしました。

続いて、今後の取り組みについて、令和８年度の取り組みをご説明いたします。最初に藤沢駅北口第２自転車駐車場の機器更新について説明いたします。こちらの施設については、ＮＴＴドコモのＦＯＭＡ回線３Ｇが令和８年３月３１日に終了することに伴い、交通系ＩＣカードが利用不可となることや、管理システムの導入から１０年が経過し、機器等も経年劣化していることでのいる状況を踏まえ、ゲート装置や定期更新機などの機器を更新し、令和８年４月１日より供用を開始いたしました。

続いて長後駅西口自転車等駐車場の機器更新について説明いたします。こちらの施設についても、先ほどご紹介させていただいた藤沢駅北口第２自転車等駐車場と同様の理由により、ゲート装置や定期更新機などの機器を更新し、同じく令和８年４月１日より供用開始いたしました。

続いて、本鵠沼駅第１自転車駐車場の新設について説明いたします。こちらの施設については、鵠沼保育園等再整備事業に伴い、令和８年１０月１日に新設をして、市営有料自転車駐車場の供用開始を予定しております。利用区分としましては、自転車の一時利用で駐輪形態としましては、８６台の個別ロックの導入を予定しております。

以上、こちらの表の赤枠で示す３施設の取り組みが、令和８年度の取り組みとなります。機器更新については、令和７年度に市内全ての機械化が完了したことから、今後は機械化した施設について機器の耐用年数がおおむね１０年程度となっていることから、各施設の機器の劣化状況などを確認しながら順次機器更新を進めてまいります。また、藤沢駅周辺については、慢性的に駐輪不足が課題であることから、近隣駅周辺を含めた駐輪整備の検討や、既存市営駐輪場の増設改修の検討、民間駐輪場と連携などを図り、不足している駐輪場の確保に努めてまいります。また、大型自転車の普及による駐輪環境の改善や、駐輪施設の老朽化対策なども今後の課題であるため、引き続きふじさわサイクルプランの駐輪環境作りの施策方針に基づき取り組んでまいります。

以上でふじさわサイクルプランの基本方針における駐輪環境作りのご説明を終わります。

- 岡村会長 それでは、２－１の後半に関しまして、何かご発言いかがでしょうか。
- Ｆ委員 藤沢駅のビックカメラの前やさいか屋の周りの駐輪場は、民間の施設でしょうか。その場合、民間の駐輪場と市営の駐輪場との連携はどうなっているのでしょうか。

- 事務局（道路下水道総務課） 民間のビックカメラやさいか屋の前の駐輪場につきましては、民間事業者や土地の管理者の駐輪場でございます。市営駐輪場との役割分担としては、建物利用の短時間利用を目的としたものは民間の駐輪場となり、市営駐輪場の9割近くの方は通勤通学利用の方なので、長時間利用は市営といった、役割分担があるかと思います。また連携としては、一定規模以上の建物の開発や建築に伴いまして、建物の用途や規模に応じて、一定台数の駐輪場を設けていただくという制度の付置義務制度がございます。
- 岡村会長 市の条例により、ある施設を目的地とするような方の自転車は、当該施設で受け入れていただくように、駐輪施設の付置を義務化している一方で、市が設置する駐輪施設は、主には鉄道利用ですとか、比較的長い時間の方を想定しているというところかと思います。

（２）－２ 自転車を安全に利用できるまちづくり

- 事務局（防犯交通安全課）基本方針２ 自転車を安全に利用できるまちづくりについて説明させていただきます。まずは令和7年度の実施報告について報告させていただきます。

令和7年度のふじさわ交通安全まつりにつきましては雨天のため中止となりました。つづいて、自転車安全利用の啓発の内容についてです。まず1点目の自転車安全利用啓発についてですが、市内の公立高校1年生へリーフレットと啓発グッズの配布を行いました。2点目ですが、保育園、幼稚園等へ通う保護者へのリーフレットの配布、これは、親子乗り自転車の正しい利用方法というリーフレットの配布を行いました。3点目ですが、交通反則通告制度、いわゆる青切符導入が令和8年4月に実施されるにあたり、その啓発活動の方を行いました。まず市内ショッピングセンターの自転車駐車場で、藤沢警察および藤沢北警察と合同で啓発チラシや自転車ルールブックの配布をさせていただきました。また、啓発チラシを市内ショッピングセンターの買い物カゴやサッカー台に設置させていただきました。また、自転車商協同組合加盟店16店で、自転車購入者等へ、啓発リーフレットの配布や啓発ポスターの掲示をいただきました。年度末には、市内の中学3年生に対して青切符関連の啓発チラシを配布し、各自治会に対しては、地域回覧を広報ふじさわ1月25日号に合わせて実施いたしました。広報ふじさわ3月10日号に青切符制度の特集記事を掲載させていただいております。

令和8年度からは、4月に公立私立合わせた市内の高校1年生に対して、啓発リーフレットの配布をいたしました。

次に、令和7年度の自転車街頭点検についての報告となります。令和7年度は

全11ヶ所のうち1ヶ所が雨天中止となりましたので、10ヶ所の自転車街頭点検を実施しました。自転車街頭点検の内容についてですが、自転車商組合の方をお呼びして、市民の方が持参した自転車に異常がないか、ブレーキやタイヤなどを点検していただくという内容のものでした。令和7年度は全393台の点検をいたしました。

次頁は、過去5年間の藤沢市内での自転車事故件数等の推移となっております。令和7年につきましては自転車事故発生件数が270件、死者数は0件で負傷者数は268人となっております。交通事故全体に占める自転車事故の割合ですが、全事故発生件数が967件中の27.9%となっております。下段は、過去5年間の交通安全教室の開催回数等の推移となっております。交通安全教室につきましては、令和7年度は242回の実施、その対象人数は1万7729人となっております。

令和7年度のその他の取り組みについてです。まず1点目が小中学生交通安全ポスター展についてです。こちらは、藤沢市内の小・中学生を対象に、夏休みの期間に交通安全に係るポスターを募集し、それぞれのポスターについて受賞作品を決め、表彰式および辻堂にあります湘南テラスモールでポスター展を実施しております。こちらのポスター3点が最優秀賞となっております。交通安全ビデオDVDの貸出しや全国の交通安全運動期間に合わせて、四季の交通安全運動期間のキャンペーン活動を行っております。

次ページからは、令和8年度に入ってから活動の報告となっております。令和8年度ふじさわ交通安全まつりのポスターです。令和8年度ふじさわ交通安全まつりにつきましては、5月16日に実施することができました。こちらは、北京パラリンピックの金メダリストの石井雅史様をお呼びして、自転車ヘルメットの大切さを訴えかけていただくことなどのイベントを実施しました。

次ページをお開けください。こちら令和8年度に入ってから自転車街頭点検の結果報告となっております。令和8年度は11ヶ所中9ヶ所実施し、2ヶ所が雨天中止となっており、277台の点検となりました。

次ページをご覧ください。今後の実施予定ですが、まず1点目は、各種自転車安全利用の啓発リーフレット等の配布を行います。2点目は今年度も小・中学生交通安全ポスター展を夏に合わせて募集を行い、秋にポスター展を実施する予定です。3点目が今年度からの実施予定の事業でございますが、交通安全VRを導入して、自転車交通安全講座の実施を行います。こちらは7月下旬より講座を順次開催していく予定です。次に、交通安全ビデオ・DVDの貸出しおよび四季の交通安全運動期間のキャンペーン活動については、今年度も順次行っていきます。

○ 岡村会長 それでは、2—2につきましてご発言ご質問等お願いします。

- D委員 自転車の街頭点検の実施状況を見ますと、東海道線の北側の地区が多く、南側だと鶴沼以外は実施されてないように見受けられますが、これは何か理由があるのでしょうか。
- 事務局（防犯交通安全課） 南側地区で入っていないのが村岡地区および片瀬地区となりますが、村岡地区につきましては村岡独自で10月ぐらいに街頭点検を実施すると報告を受けております。片瀬地区については、地区での状況を踏まえて実施を行うかどうか検討の方を進めてまいります。
- E委員 警察の方に興味でお聞きしたいのですが、藤沢市で青切符を切られたことはあるのでしょうか。
- 藤沢北警察署 藤沢北警察署管内においては、青切符は切っておりません。基本的には、悪質で危険な交通違反に対して切符を切ることにはしておりますが、現時点では警告に収まっております。
- F委員 自転車安全利用啓発リーフレット等の配布は、全戸に配布されるのでしょうか。自転車走行ルールの周知徹底が不十分であるように感じています。特に感じているのが、電動アシスト付き自転車の歩道走行です。やたら速いスピードで走る自転車が多く、歩いている方は怖いと感じています。配布先を見ると、小さいお子さんがいらっしゃるご家庭への配布が不足しているような気がしており、ぜひとも、各戸に別冊保存版という形で何らかのものを配布していただきたいと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。
- 事務局（防犯交通安全課） まずは、小さい子供様がおられる保護者に向けては、令和7年度の報告でもさせていただいた通り、各保育施設等に通われている保護者に対して親子乗り自転車の正しい利用方法というリーフレットを今年度も配布させていただく予定となっております。藤沢市全戸配布となりますと、市の予算等も鑑みて、難しい状況です。そこで、広報ふじさわを通じての啓発や、特に注意を促す必要がある地域や年代を考慮して個別に配布しているというのが現状でございます。
- F委員 昨年の議事録で、自転車走行に関しては県の方で資料を作成していると拝見しましたが、県から資料を頂戴して、それを広報ふじさわに挟んで配布することは不可能でしょうか。

- 事務局（防犯交通安全課） 県からは、自転車ルールブックというものをいただいておりますが、こちらの部数も1,000部程度となっております。私達も、8～9,000部といった要求をしておりましたが、県の方も予算がありますので、まずはその数をいただいた形になります。ただし、冊子ではないですが、データとして提供もいただいておりますので、藤沢市の防犯交通安全課のホームページに掲載しており、見ていただきたい方はホームページ等で見たいという形の周知は、さらに広めていきたいと考えております。

（２）－３ 自転車を活用したまちづくり

- 事務局（都市計画課） それでは、基本方針3、自転車を活用したまちづくりについて、都市計画課より説明させていただきます。

都市計画課では、ふじさわサイクルプランの基本方針3「自転車を活用したまちづくり」に基づき、主に3つの施策を展開しております。1つ目が、サイクルアンドバスライド施設の整備、2つ目が、シェアサイクルの利用促進、3つ目が、健康増進に繋がる情報の発信、となります。都市計画課からはこれらの、昨年度の実施内容とそれぞれの今後の方針をご説明します。

はじめに、1つ目の施策「サイクルアンドバスライド施設の整備」について、説明します。サイクルアンドバスライド施設は、自宅からバス停まで自転車で行ける環境として、バス停付近に駐輪施設を整備することで、公共交通の利用を促進し、都心部への自動車の流入を抑制するものです。現時点においては、宮原南バス停、矢尻バス停、湘南ライフタウンバス停、用田バス停の4つのバス停の近くに駐輪施設が整備されており、ふじさわサイクルプランの取り組み指標においては、市内に8箇所整備することを目標としています。続いて、利用状況についてです。このグラフは、1日あたりの平均利用人数を年度ごとに表示したものです。直近の令和7年度は、市内4箇所合わせて1日あたり約52人が利用しており、近年増加傾向にあることがわかります。令和7年度に取り組んだ内容と今後の予定について説明します。都市計画課では、湘南ライフタウンの辻堂駅遠藤線を走るBRTが停車する緑色のバス停のうち、小糸バス停、ライフタウン中央バス停、湘南ライフタウンバス停、慶応大学バス停の4つのバス停付近にモビリティハブを整備する事業を展開しております。現在、モビリティハブ事業として、小糸バス停に、市内5箇所目となるサイクルアンドバスライド施設の設置を進めており、令和8年度は、関係機関協議を経て、整備を予定しております。

続いて、2つ目の施策「シェアサイクルの利用促進」について説明します。シ

シェアサイクルは、二次交通のネットワークを構築することで、公共交通を補完する機能を担い、利用者の生活利便性の向上等に資するものです。このグラフは、藤沢市内のシェアサイクルポートの設置数の推移を示したものであり、2025年度末時点で、藤沢市内に199箇所設置されています。右側の地図が、ポートの分布状況を示したものであり、主要駅である藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅や、観光地である江の島周辺を中心に、ポートが広がっています。ふじさわサイクルプランの取組指標においては、ポートの増加を目指すことを目標としております。続いて、利用状況についてです。このグラフは、1月あたりの平均利用人数と年間利用回数の推移を示したものです。令和7年度は、市内で1月あたり約1万2千人が利用し、1年間で延べ約50万回利用されており、近年増加傾向にあることがわかります。利用促進として、令和7年度取り組んだ内容としましては、善行地区郷土づくり推進会議 高齢者移動支援部会、善行市民センター、三共自動車学校、江ノ島電鉄株式会社等と連携し、自動車学校敷地内でのシェアサイクル試乗会を行いました。自動車学校の道路を使用することで、一時停止や交差点でのルール等、より実際に近い形での試乗体験や、アプリの登録・使用方法の説明を行うことで、利用促進を図っております。

続いて、3つ目の施策「健康増進に繋がる情報の発信」について説明します。昨年度、当協議会において、動画作成部会を立ち上げ、市民委員ご協力のもと、自転車を使った健康づくりのPR動画を作成しました。前回の協議会で紹介しましたが、新しい委員の方もいらっしゃるため、改めてご紹介したいと思います。

(動画放映)

ただいまご覧いただいた動画を、昨年度1月頃から、市役所のデジタルサイネージ、藤沢駅北口地下通路の大型スクリーン、3月頃から江ノ電 藤沢駅と江ノ島駅の構内で放映しております。今後の取組については、PR動画のさらなる発信のため、チラシを作成し、関係各課と連携し、市民センターや商業施設、金融機関等に設置する予定です。

最後に、「健康増進に繋がる情報の発信」として、別の取り組みを紹介します。本市では、スルガ銀行と「ふじさわサイクルパートナーシップ協定」を締結し、自転車を利用したシティプロモーションを共同で実施しております。その一環として、『ふじさわキュン・ぽた』という市内の観光スポットを中心としたコースを自転車でポタリングする様子を、SNSで情報発信することで、観光振興を図るとともに、健康増進のための自転車利用を促進しています。2025年度（令和7年度）は計3エピソードを紹介し、エピソード20には、市民委員の方にも出演していただきました。今後も、多彩なテーマを掲げ情報発信をおこなってい

く予定です。

以上で、「自転車を活用したまちづくり」の説明を終わります。

- D委員 交流を目的として、全国自転車活用推進市町村長会という会が存在しています。これについて、神奈川県では、大磯町と横須賀市が加盟しておりますが、藤沢市は、今後当会に参加する予定があるか伺いたいと思います。
- 事務局（都市計画課） お話のありました会の存在については、事務局の方で把握できていないので、情報を集めて必要に応じて検討させていただければと思います。
- A委員 ふじさわサイクルプランについて、境川サイクリングロードについての記載がありません。私はよく利用しておりますが、当該サイクリングロードも含めた議論をしていくべきではないでしょうか。
- 事務局（都市計画課） 本市の自転車ネットワーク路線については、お手元にお配りさせていただいているふじさわサイクルプランの84ページに示させていただいております。その中に、川沿いの路線として、グリーンの線で引かせていただいておりますが、引地川沿いや境川沿いも将来的なネットワーク路線として考えておりますので、将来的なネットワーク路線として、整備形態等を今後検討してまいります。

●その他

- 岡村会長 全体を通して委員の皆様から何かご発言があれば承ります。いかがでしょうか。
- F委員 1つは、横断歩道の自転車横断帯が消されている気がします。その意図をお伺いしたいです。もう1つは、自転車歩行者道の「自転車走行可」の標識が、道路の始まりではなく、ある程度走ったところに出現すると思いますが、もし当該標識の設置基準があればお伺いしたいです。
- 藤沢北警察署 自転車横断帯について、自転車は車道走行が原則で、右折するときは、2段階右折というかたちで車両の走り方によって進行していきますので、横断歩道上に自転車横断帯は必要がないということになります。

- F 委員 おそらく、交通ルールとしては変わっていないと思いますが、昔はなぜ自転車横断帯があったのでしょうか。
- 藤沢北警察署 これは持ち帰りとしてもよろしいですか。
- 藤沢警察署 自転車通行可の標識につきましては、基本的には「ここから」と「ここまで」の標識があるものが基本と考えておりますが、我々の日常点検を通して、そのような箇所があれば随時本部の方に上申をいたしまして、是正していきたいと思っております。あわせて、現在自転車通行帯があるところに、自転車通行可の標識が立っているところがございますので、それを廃止するのか、継続していくのか、現在検討しているところでございます。
- 岡村会長 他委員の皆様からございますか。それでは、進行を事務局にお返しします。
- 事務局 本日は、お忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。お帰りになって何かお気づきになった点、ご意見、ご質問などがございましたら、都市計画課までご連絡をいただければと思います。また、本日、お車でご来場いただき、朝日町駐車場をご利用の方は、この後、事務局までお声掛けください。次回協議会の開催については、未定となりますが、会議開催の必要が生じた場合は、事務局より各委員の皆様へご連絡させていただきます。以上を持ちまして、「第29回ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●閉会 午後3時00分